

様式第4のり（第4条、第5条関係）

（表）

給油取扱所構造設備明細書

事業の概要	①						
敷地面積	② m <sup>2</sup>						
③ 給油空地	間口		m 奥行			m	
④ 注油空地	有（容器詰替・移動貯蔵タンクに注入）・無						
⑤ 空地の舗装	コンクリート・その他（ ）						
⑥ 建築物の給油取扱所の用に供する部分の構造	階数		建築面積		水平投影面積		
	階		m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>		
	壁	柱	床	はり	屋根	窓	出入口
⑦ 建築物の一部に給油取扱所を設ける場合の建築物の構造	階数	延べ面積	建築面積	壁	柱	床	はり
		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>				
⑧ 上階の有無（給油取扱所以外）	有（用途（ ））・無（有の場合、屋根又はひさしの有無 有（ m）・無）						
⑨ 建築物の用途別面積	項目	床又は壁で区画された部分の1階の床面積		床又は壁で区画された部分（係員のみが出入りするものを除く。）の床面積（2階以上を含む。）			
	用途						
	第1号	a	m <sup>2</sup>				
	第1号の2	b	m <sup>2</sup>	h		m <sup>2</sup>	
	第2号	c	m <sup>2</sup>	i		m <sup>2</sup>	
	第3号	d	m <sup>2</sup>	j		m <sup>2</sup>	
	第4号	e	m <sup>2</sup>				
	第5号	f	m <sup>2</sup>				
計	g	m <sup>2</sup>	k		m <sup>2</sup>		
⑩ 周囲の塀又は壁	構造等			高さ	m		
	はめごろし戸の有無 有（網入りガラス・その他（ ））・無						

(裏)

項目	型 式	数	道路境界線	敷地境界線
			からの間隔	からの間隔
⑪ 固定給油設備等	固定給油設備		m	m
	固定注油設備		m	m
⑫ 固定給油設備以外の給油設備	給油配管及び(ホース機器・給油ホース車(台))・給油タンク車			
⑬ 附随設備の概要	⑬			
⑭ 電気設備	⑭			
⑮ 消火設備	⑮			
⑯ 警報設備	⑯			
⑰ 避難設備	⑰			
⑱ 事務所等その他火気使用設備	⑱			
⑲ 滞留防止措置	地盤面を高くし傾斜を設ける措置 その他( )			
⑳ 流出防止措置	排水溝及び油分離装置を設ける措置 その他( )			
㉑ タンク設備	専用タンク		可燃性蒸気回収設備	有・無
	廃油タンク等		簡易タンク	
㉒ 工事請負者住所氏名	⑲ 電話			

- 備考 1 この様式の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 建築物の一部に給油取扱所を設ける場合の建築物の構造の欄は、該当する場合のみ記入すること。
- 3 建築物の用途別面積の欄中「用途」とは、第25条の4第1項各号又は第27条の3第3項各号に定める用途をいう。
- 4 専用タンク、廃油タンク等又は簡易タンクにあつては、構造設備明細書(様式第4のホ又は様式第4のへ)を添付すること。

## 給油取扱所構造設備明細書 【様式第4のり】

- ① 「事業の概要」欄は、当該取扱所を設置している事業所等の主たる事業概要を記入する。  
(例) 自動車燃料油の給油販売及び灯油の小分け販売、これらに伴うサービス業務を行う 等
- ② 「敷地面積」欄は、給油取扱所として規制される部分の敷地面積を記入する。  
なお、防火塀がある場合は塀の裏側までの部分が給油取扱所の範囲であること。
- ③ 「給油空地」欄は、自動車等が安全かつ円滑に給油を受け、通行できる幅で道路に面している部分として危政令第17条第1項第2号で設定された範囲であり、次により記入する。  
なお、当該範囲には間口10m以上、奥行6m以上の矩形を含むこと。(自家用給油取扱所を除く。)
- a 間口は、給油空地の一边のうち、主たる道路に面する側で自動車等が出入りできる部分の長さを記入する。ただし、自動車等が出入りできる部分が複数に分かれている場合は、出入りできる部分の両端から連続した範囲の長さを記入する。
- b 奥行は、給油空地の間口に対して最長となる部分の奥行の長さを記入する。
- ④ 「注油空地」欄は、注油空地の有無を○で囲み、有の場合はかっこ内の該当する項目を○で囲み、該当しない項目を二重線で抹消する。
- ⑤ 「空地の舗装」欄は、給油空地及び注油空地について該当する項目を○で囲み、該当しない項目を二重線で抹消する。  
なお、その他である場合はかっこ内に材質及び仕様を記入する。
- ⑥ 「建築物の給油取扱所の用に供する部分の構造」欄は、給油取扱所として規制される部分の建築物の構造等を記入し、該当しない項目は斜線で抹消する。  
なお、構造については構造方法又は建築材料等を簡潔に記入するとともに、必要に応じて建基法上の耐火構造、防火構造、不燃材料等についてかっこ書きで記入する。  
また、耐火構造又は防火構造等として国土交通大臣が指定した認定工法による場合は認定番号を記入する。  
(例) RC造(耐火構造) / CB造(耐火構造) / ALCT100(耐火構造) / 吹付けロックウール被覆外壁(耐火構造: FP060NE-9305) / 鉄骨造不燃ボード張(防火構造: PC030NE-9105) / 鉄骨造(不燃材料) / スレート造(不燃材料) 等
- 【屋外給油取扱所及び給油取扱所以外の用途を有しない屋内給油取扱所の場合】**
- a 「階数」は、建基令第2条第8号に規定する階数を記入する。
- b 「建築面積」は、建基令第2条第2号に規定する建築面積(当該給油取扱所の建築確認における建築面積)を記入する。
- c 「水平投影面積」は、建築物の給油取扱所の用に供する部分の水平投影面積(キャノピー、ひさし等を含む)を記入する。
- d 「壁」「柱」「床」「はり」「屋根」は、それぞれの構造について記入する。
- e 「窓」は、外壁に面する部分に窓がある場合に材質及びガラスの種類を記入し、かっこ書きで建基法に規定する耐火性能を記入する。  
(例) アルミ製、網入りガラス(防火設備) / スチール製、はめ殺し網入りガラス(特定防火設備) 等
- f 「出入口」は、外壁に面する部分の出入口について、材質及びガラスの種類を記入し、かっこ書きで建基法に規定する耐火性能及び自閉式について記入する。  
(例) 鉄製自動ドア、網入り(特定防火設備・自閉式) / スチールシャッター 等
- 【建築物の一部に給油取扱所を設ける場合】**
- a 「階数」は、当該給油取扱所が設置されている階数を記入する。
- b 「建築面積」は、記入せず斜線で抹消する。ただし、当該給油取扱所が複数の階に設置されている場合は、それぞれの階における給油取扱所の部分の面積について記入する。
- c 「水平投影面積」は、建築物の給油取扱所の用に供する部分の水平投影面積(キャノピー、ひさし等を含む)を記入する。

## 給油取扱所構造設備明細書 【様式第4のり】

- d 「壁」「柱」「床」「はり」は、当該給油取扱所の部分についてそれぞれの構造を記入する。
- e 「屋根」は、当該給油取扱所の屋根の構造を記入する。ただし、上階がある場合は上階の床の構造を記入する。
- f 「窓」は、当該給油取扱所の部分の外壁に面する部分の窓について、材質及びガラスの種類を記入し、かっこ書きで建基法に規定する耐火性能を記入する。
- g 「出入口」は、当該給油取扱所の部分の外壁に面する部分の出入口について、材質及びガラスの種類を記入し、かっこ書きで建基法に規定する耐火性能及び自閉式について記入する。
- ⑦ 「建築物の一部に給油取扱所を設ける場合の建築物の構造」欄は、【屋外給油取扱所及び給油取扱所以外の用途を有しない屋内給油取扱所の場合】については記入せず斜線で抹消する。
- 【建築物の一部に給油取扱所を設ける場合】
- a 「階数」は、建築物全体の建基令第2条第8号に規定する階数を記入する。
- b 「延べ面積」は、建築物全体の建基令第2条第4号に規定する延べ面積を記入する。
- c 「建築面積」は、建築物全体の建基令第2条第2号に規定する建築面積を記入する。
- d 「壁」「柱」「床」「はり」は、建築物全体の建基法第2条第5号に規定する主要構造部の構造の構造を記入する。
- ⑧ 「上階の有無（給油取扱所以外）」欄は、当該給油取扱所の上階に給油取扱所以外の用途がある場合は有を○で囲み、消防法施行令別表第1における用途を記入する。この場合、危規則第25条の10に規定する、延焼防止上有効な屋根又はひさしの有無について記入し、有の場合は当該屋根又はひさしの上階の外壁からの水平距離を記入する。
- (例) ⑥ (用途 5項口 (共同住宅)、3階～4階)  
(有の場合、屋根又はひさしの有無 ⑥ ( 2.0m )・無) 等
- ⑨ 「建築物の用途別面積」欄は、危規則第25条の4第1項各号又は第27条の3第3項各号における、給油取扱所の用に供する部分の建築物の用途別面積（床又は壁で区画された部分に限る）について、次により記入する。
- なお、廊下、洗面所、倉庫、会議室、更衣室、休憩室等についてはそれぞれの用途に機能的に従属する部分として当該用途の床面積に算入する。
- 【床又は壁で区画された部分の1階の床面積】
- a 「第1号」は、給油又は灯油若しくは軽油の詰替えのための作業場の床面積を記入する。  
(例) ポンプ室／油庫／コンプレッサー室（自動車等の点検・整備で用いるものである場合は第3号） 等
- b 「第1号の2」は、給油取扱所の業務を行うための事務所の床面積を記入する。  
(例) 事務所／スタッフルーム／事務所と販売室が兼用された室で、主たる用途が事務所であるもの／他の建築物と独立して設けられた便所、物置／給油取扱所の利用者のために設けるシャワー室（公衆浴場的なものを除く） 等
- c 「第2号」は、給油取扱所に出入りする者を対象とした店舗、飲食店又は展示場の床面積を記入する。  
(例) 販売室／ファストフード店／コンビニエンスストア／コインランドリー 等
- d 「第3号」は、自動車等の点検・整備を行う作業場の床面積を記入する。  
(例) 整備室／ピットルーム／リフト室／自動車等の点検・整備と洗浄作業が兼用された室 等
- e 「第4号」は、自動車等の洗浄を行う作業場の床面積を記入する。  
(例) 洗車室 等
- f 「第5号」は、給油取扱所の所有者、管理者、若しくは占有者が居住する住居又はこれらの者に係る他の給油取扱所の業務を行うための事務所の床面積を記入する。  
(例) 所有者等の住居／本社機能の事務所 等
- g 「計」は、前記 a から f の床面積の合計を記入する。

## 給油取扱所構造設備明細書 【様式第4のり】

【係員のみが出入りするものを除く、床又は壁で区画された部分の床面積（2階以上を含む）】

h bの部分のうち、係員のみが出入りする部分を除いた面積を記入する。

i cの部分のうち、係員のみが出入りする部分を除いた面積を記入する。

j dの部分のうち、係員のみが出入りする部分を除いた面積を記入する。

なお、顧客に対して自動車等の点検・整備の作業内容等を説明するために、係員同伴で一時的に顧客の出入をさせるものについては当該顧客を係員として扱う。

k 前記hからjの床面積の合計を記入する。

⑩ 「周囲の塀又は壁」欄は、防火塀又は防火塀代替の壁の構造等について、次により記入する。

a 「構造等」は、防火塀等の構造方法又は建築材料等を簡潔に記入する。

(例) コンクリートブロック造/R C造/S造不燃ボード張(PC030NE-9105) 等

b 「高さ」は、防火塀等の高さについて記入する。(例) 2.0m以上 等

c 「はめごろし戸の有無」は、防火塀等についてF I X窓の有無を記入し、有の場合はその仕様等について記入する。

⑪ 「固定給油設備等」欄は、設置される固定給油設備又は固定注油設備について、次により記入する。

a 「型式」は、固定給油設備等の製造会社における型式名を記入し、かっこ書きで当該設備のホース長を記入する。

(例) AAA123456 (ホース長3m) 等

b 「数」は、型式ごとの設置数について記入する。

c 「道路境界線からの間隔」及び「敷地境界線からの間隔」は、危政令第17条第1項第12号及び第13号に規定する間隔について、固定給油設備等の中心点（懸垂式であってホース部分がスライドするものを除く）から最も近い距離となる数値を記入する。

⑫ 「固定給油設備以外の給油設備」欄は、固定給油設備以外の給油設備がある場合は、該当する項目を○で囲み、該当しない項目を二重線で抹消する。

なお、該当する設備がない場合は当該欄を斜線で抹消する。

⑬ 「附随設備の概要」欄は、危規則第25条の5で規定する附随設備及び災害時用緊急設備若しくは電気設備等の当該給油取扱所の設備について、種類及び設置数等を記入する。

(例) 洗車機(門型・門型以外)×○台/オートリフト/クリーナー/マット洗い機/尿素水補給機/タイヤチェンジャー/ホイールバルンサー/POS設備/D C D/急速充電設備/災害対応発電機/災害対応可搬ポンプ 等

⑭ 「電気設備」欄は、危政令第9条第1項第17号に規定する、電気工作物に係る法令に基づく電気設備の防爆構造の種類及び個数等を記入する。ただし、添付書類等により詳細が明らかになっている場合は、総合的に「電気設備技術基準により設置」と記入することができる。

⑮ 「消火設備」欄は、危政令別表第5の消火設備の区分のうち、当該給油取扱所に設置したものと及びその設置数を記入する。

(例) 第3種消火設備(パッケージ型固定泡消火設備)/第4種消火設備(粉末大型消火器50型)×1個/第5種消火設備(ABC粉末10型)×3個 等

⑯ 「警報設備」欄は、危規則第37条に規定する区分のうち、当該給油取扱所に設置したものを記入し、かっこ書きで義務又は任意の別を記入する。

(例) 自動火災報知設備(任意)/電話(義務) 等

⑰ 「避難設備」欄は、当該給油取扱所に設置した避難設備(誘導灯)の種類及び設置数を記入し、かっこ書きで義務又は任意の別を記入するとともに、義務である場合は根拠となる規定を記入する。

(例) 避難口誘導灯×1箇所(義務・危規則第38条の2第2項第1号) 等

⑱ 「事務所等その他火気使用設備」欄は、事務所、販売室、その他の部分において使用する火気使用設備(ボイラー設備等を含む)の種類、設置数、使用場所等を記入する。

## 給油取扱所構造設備明細書 【様式第4のり】

(例)・休憩室にガス湯沸かし器1台を設置

・冬期間のみ事務所において石油ストーブ1台を使用 等

⑱ 「滞留防止措置」欄は、地盤面を高くし傾斜を設ける措置又はその他について該当する項目を○で囲み、該当しない項目を二重線で抹消する。

なお、その他である場合はかっこ内に仕様を記入する。

⑳ 「流出防止措置」欄は、廃水溝及び油分離装置を設ける措置又はその他について該当する項目を○で囲み、該当しない項目を二重線で抹消する。

なお、その他である場合はかっこ内に仕様を記入する。

㉑ 「タンク設備」欄は、次により記入する。

a 「専用タンク」、「廃油タンク等」は、それぞれ該当する欄にタンクの種類、容量、設置数を記入する。

なお、中仕切りタンクである場合はかっこ書きで各室の容量を記入する。

(例)・SF二重殻タンク、20KL×1基

・SF二重殻タンク、48KL(20:12:16)×1基 等

b 「可燃性蒸気回収設備」は、当該給油取扱所の通気管に1箇所でも設置される場合は有を○で囲む。

c 「簡易タンク」は、設置される場合はタンクの容量、設置数、油種を記入し、かっこ書きで当該簡易タンクの製造会社における型式名を記入する。

なお、簡易タンクが設置されない場合は当該欄を斜線で抹消する。

㉒ 「工事請負者住所氏名」欄は、設置者等から工事を請け負った法人の名称、主たる事業所の所在地及び工事の責任者又は担当者の氏名、電話番号を記入する。